

中国農業農村部プレスリリース (2018年9月2日付け)

出典 URL: http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/201809/t20180902_6156673.htm

(以下、仮訳)

農業農村部広報担当：迅速な流行情報の提供、アフリカ豚コレラの完全予防と管理

今年の8月以降、中国では5件のアフリカ豚コレラの発生があり、その流行状況、講じられた措置に関する情報の公開について、記者が農林水産省広報担当者にインタビューした。

国際機関への流行の迅速な通知

農業農村部は、情報開示を常に重視しており、「迅速、オープン、透明な」の原則に従って、疾病情報の公開を適切に行った。農業農村部は、疾病が発生する都度、農業農村部ファーマーズ・デイリー、新華社通信、CCTVなどの公式ウェブサイトを通じて流行情報をタイムリーに公表し、また、関連する国際機関に流行状況を知らせた。アフリカ豚コレラの発生後、農業農村部は国際獣疫事務局(OIE)の要求事項を厳守し、OIEメンバーの義務を誠実に果たし、標準的な発生報告を行った。第一に、最初の発生報告を基準どおりに行うこと。疾病発生ごとにOIEの要件に従い、OIE通報システムを通じ24時間以内にOIEへ流行情報を公開した。発生地、診断日時、罹患動物の種類と頭数、淘汰数、診断機関、診断方法等。第二に、要件に従って報告をフォローアップすること。OIEへの報告内容は、主に、封鎖、淘汰、無害化処理、消毒、臨床調査およびモニタリング状況などが含まれる。8月31日現在の流行処分作業の進捗状況は、OIEに通知されている。第三に、OIEとのコミュニケーション強化に焦点を当てること。講じられた作業について、OIE流行情報局とのコミュニケーションを強化し、流行状況を説明し、技術レベルでのコミュニケーションと交流を強化している。

現在のところ、アフリカ豚コレラの流行は基本的に制御されている

8月上旬から、遼寧省、河南省、江蘇省、浙江省、安徽省においてアフリカ豚コレラが5例発生した。中国で初めての発生であり、国家的に厳格に予防と管理がなされている。現在、遼寧省、河南省、江蘇省、浙江省の4例について、とう汰と無害化処理は基本的に完了しており、合計37,271頭の豚にとう汰・無害化処理がなされ、関連製品も無害化されており、有効な処置が完了している安徽省蕪湖市の発生については、順次措置が講じられており、9月1日現在、1264頭の豚がとう汰・無害化処理されている。

世界的にみても、今年、アフリカ豚コレラは多くの国に広がり、流行は激化している。8月28日まで、中国を除く11カ国で3,235件の発生が報告されている。さらに、この疾病は近隣諸国で大規模な流行が認められており、疾病が海外から再び侵入されるリスクは否定できない。今後の発生拡大については不明瞭である。現在の状況から判断すると、中国の状況は複雑であり、発生予防と

管理は極めて困難であるが、現在のところ流行は基本的に制御されている。

アフリカ豚コレラの発生予防と管理に効果的な対策を講じる

党中央委員会と国務院は、アフリカ豚コレラなどの動物疾病の予防と管理を重視し、アフリカ豚コレラの発生予防と管理に対する努力を緩めることなく、発生拡大と蔓延を断固として阻止し、早期に流行を撲滅するよう求めている。農業農村部は、アフリカ豚コレラの発生予防と管理を共同で行うため、各関連部門を組織し、調整し、責任をもち、真剣に職責を全うした。ハン・チャンフ農業農村部長は、アフリカ豚コレラの発生予防と管理のための具体的な取り決めを行うため、いくつかの定期的な会合や特別会合を主宰した。農業農村部は、発生ごとに、緊急対応を主導するとなる指導団を派遣し、迅速かつ確実に流行に対処した。同時に、流行状況の徹底的な調査を行い、発生予防と管理作業を包括的に展開し、調査とモニタリングを行うため、全ての地域を指導している。8月31日午後、農業農村部はアフリカ豚コレラなどの動物疾病の発生予防と管理に関するビデオ会議を開催した。中央政府の担当者の重要な方針を伝え、アフリカ豚コレラの発生予防と管理作業状況について伝達し、ハン・チャンフ農業農村部長は次の予防・管理作業のため再度部署を組織した。9月1日時点で、中国では、2,303万5千農場、1億300万頭の豚の検査を終えた。(中国飼養頭数：約4億8000万頭)(2016年)

次のステップとして、農業農村部は、「加強領導(リーダーシップ)、密切配合(協力)、依靠科學(科学に基づく)、依法防治(法に基づく)、群防群控(群単位での防疫)、果斷處置(厳格な処置)」という24の言葉の予防管理政策の要求に従い、良好な仕事をするために最善を尽くしている。防疫および管理作業、流行拡大の防止、養豚産業の保守、肉の安定供給を確保するよう努力する。第一に、新しい発生に確実に対処すること。「早期・迅速・厳格・損害を最小限に」の原則に従い、新しい発生に決定的に対処し、流行の広がりを厳密に防ぐ。第二に、豚の輸送規制を厳格に実施すること。豚の輸送規制を包括的に厳格化し、省を超えた豚の移動を暫定的に禁止し、省内の厳格な移動規制、省内の豚市場の閉鎖を実施。未発生の省には、豚の移動に際し発生省を通過しないよう求めた。第三に、徹底したトレーサビリティ調査とモニタリングを実施すること。流行地域に詳細な疫学調査と分析を実施するよう指導し、流行源の遡及調査を強化し、潜在的なリスクを迅速に特定し、排除する。国境地帯、港湾、交通拠点、その他の重要な区域、屠殺場、無害化処理場、などの主要な区域における未確認の死亡豚などの監視を強化する。第四に、生きた豚の生産と供給を調整すること。疾病の予防と産業発展の管理を続け、予防管理の推進と強化、豚生産支援の強化、基本的な生産能力の完全保護、生産供給の増加に努め、人々が安全かつ確実に豚肉を食べるようにする。